

寄付金控除について

こどばーは宮城県の認定を受けた「認定NPO法人」です。本会へのご寄付は確定申告により寄付金控除を受けることができます。

<個人によるご寄付>

★年間1万円を寄付した場合(税額控除方式)

$$\begin{aligned} & \text{所得税 } 40\% \\ & (10,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% = 3,200 \text{ 円} \\ & + \\ & \text{住民税 } 10\% (\text{宮城県石巻市にお住まいの方}) \\ & (10,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\% = 800 \text{ 円} \\ & = \\ & \mathbf{4,000 \text{ 円}} \end{aligned}$$

★年間5万円を寄付した場合(税額控除方式)

$$\begin{aligned} & \text{所得税 } 40\% \\ & (50,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% = 19,200 \text{ 円} \\ & + \\ & \text{住民税 } 10\% (\text{宮城県石巻市にお住まいの方}) \\ & (50,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\% = 4,800 \text{ 円} \\ & = \\ & \mathbf{24,000 \text{ 円}} \end{aligned}$$

※控除額には一定の上限額があります。所得によっては「所得控除方式」が有利となる場合もございます。詳しくは、最寄りの税務署にお問合せください。

※住民税の控除対象となる寄付金の詳細については、お住まいの地方自治体にご確認ください。

※住民税の控除割合は最大 10% (都道府県民税 4% (政令市 2%)・市町村民税 6% (政令市 8%)) です。

<法人(企業)によるご寄付>

一般の寄付金とは別枠として、特別損金算入限度額の範囲内で損金に算入できます。詳しくは、国税のHPをご覧ください。

★資本金等がある法人(会社・組合等)

例 [資本金：1,000万円 所得金額：500万円]

$$\begin{aligned} & \text{①一般枠} \\ & (\text{資本金等} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times 0.25 \\ & (1,000 \text{ 万円} \times 0.25\% + 500 \text{ 万円} \times 2.5\%) \times 0.25 \\ & = 37,500 \text{ 円} \\ & + \\ & \text{②特別枠} \\ & (\text{資本金等} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 0.5 \\ & (1,000 \text{ 万円} \times 0.375\% + 500 \text{ 万円} \times 6.25\%) \times 0.5 \\ & = 175,000 \text{ 円} \\ & = \\ & \mathbf{212,500 \text{ 円}} \end{aligned}$$

★資本金等がない法人(NPO法人等)

例 [所得金額：500万円]

$$\begin{aligned} & \text{①一般枠} \\ & \text{所得金額} \times 1.25\% \\ & 500 \text{ 万円} \times 1.25\% = 62,500 \text{ 円} \\ & + \\ & \text{②特別枠} \\ & \text{所得金額} \times 6.25\% \\ & 500 \text{ 万円} \times 6.25\% = 312,500 \text{ 円} \\ & = \\ & \mathbf{375,000 \text{ 円}} \end{aligned}$$

認定NPO法人等への寄付金は、一般枠と特別枠を合わせて、**年間で合計 212,500 円まで損金算入できる**こととなります。

※認定NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会の資料より

<遺贈・相続財産のご寄付>

遺贈または相続により受け継いだ相続財産を、申告期限内(相続開始から 10 カ月以内)にこどばーにご寄付いただき、寄付の領収書を添付して申告をした場合、寄付した財産分については、相続税が非課税となります。また、ご寄付をした相続人の方は、所得税・住民税の寄付金控除も受けられます。

※具体的な相続の手続きや節税額については、税理士等の専門家へのご相談をおすすめいたします。